

提出日：平成28年8月25日

担当部・課：福祉部 子ども保育課〔内線2522〕

<b>① 件名</b>
石巻市立釜保育所の指定管理者の指定について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<b>【背景】</b> 石巻市立釜保育所は、東日本大震災で被災した門脇保育所の代替施設として、下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理区域内（三ツ股三丁目）において、平成29年4月の開所に向けて整備を進めている。
<b>【目的】</b> 石巻市立釜保育所においては、指定管理者の創意工夫を生かすことにより、効率的かつ効果的な運営を図るため、指定管理者を指定しようとするもの。
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<b>【根拠法令】</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号） 石巻市保育所条例（平成17年条例第140号） 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年条例第321号）
<b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b> ・総合計画 第1章 ともに創る協働のまち 第4節 安定した行財政運営を構築する 1 持続可能な行財政を推進する 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 1 子育てを支援する環境を整備する ・子ども・子育て支援事業計画 第1章 教育・保育施設の充実
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
平成27年12月 建設工事契約 平成27年12月 建設工事着工 平成28年 6月 石巻市保育所条例の一部改正 平成28年 7月 指定管理者選定委員会の設置及び開催（第1回） 平成28年 8月 指定管理者募集要項の告示、事業者向け説明会の開催 平成28年 8月 応募期間終了（2事業者から申請） 指定管理者選定委員会の開催（第2回）、候補者の選定

<b>⑤ 主な内容</b>	
1 施設概要	名称： 石巻市立釜保育所 所在地： 石巻市三ツ股三丁目1番1号 施設機能： 敷地面積 3,001.01㎡ 保育所等 699.94㎡（保育室、遊戯室、子育て支援室等） 倉庫等 24.84㎡ 駐車場 30台 定員 60名
2 指定管理業務の内容	石巻市立釜保育所の管理・運営に関する業務
3 指定する法人及び選定方法	(1) 選定候補者 ア 名称 社会福祉法人 なかよし会 イ 所在地 石巻市中里三丁目 (2) 選定方法 公募型プロポーザル方式
4 指定の期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
5 開所時間及び休所日	(1) 開所時間 午前7時30分から午後6時30分まで (2) 休所日 日曜日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日まで
<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>	
<b>【効果】</b> 利用者にとっては、指定管理制度導入施設は認可保育所の設備及び運営の基準を充足するものであり、一般の認可保育所同様に、必要な保育サービスを楽しむことができる。 また、指定管理者にとっては、建設に要する費用と時間を掛けることなく事業を開始することができる利点がある。	
<b>【指定管理費用（財源措置）】</b> 指定管理料 児童数、保育士の経験年数等に応じ、国が定める公定価格を基づき私立認可保育所への委託料と同様の考え方で算出する（指定管理料の財源は、保育料及び一般財源）。 債務負担行為 期 間 平成29年度から平成33年度まで 限度額 指定管理者と締結する基本協定に基づく指定管理料	
<b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>	
県内では、多賀城市が、一部の公立保育所（桜木保育所）に指定管理者制度を平成27年度から導入している。 また、他県においては、指定管理制度による「公設民営」方式のほか、保育所を民間事業者に移管する「民設民営」方式を行っている例もみられる。	
<b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b>	
平成28年9月	平成28年市議会第3回定例会に補正予算案及び指定管理者の指定議案を提案
平成28年10月	平成29年度入所募集開始
平成29年2月	平成29年市議会第1回定例会に当初予算案を提案
平成29年3月	指定管理者と基本協定締結
平成29年4月	指定管理者と年度協定締結、石巻市立保育所条例の施行、釜保育所開所
<b>⑨ その他</b>	